

第 2 講 演



ドイツ連邦共和国大使館
労働・社会・保健担当参事官 クラウス・アイルリッヒ

ご出席の皆様、本日はこの場でお話をする機会を与您にいただきましてありがとうございます。テーマは「ドイツにおける非典型雇用とその社会保障への影響」ということでお話をします。

まずドイツにおける直近の労働市場の動きについてお話をしておきたいと思います。ドイツの労働市場は、諸外国と比べて経済金融危機をうまく脱却しています。労働市場の動きを経済の後退から切り離すことに成功したためです。国際的に比較して、ドイツは2009年にGDPがマイナス4.7%と経済活動が最も後退した国の一つですが、この数年は先進工業国の中で失業率の上昇が最も少なかったのです。

ここでチャート1をご覧ください。(シート1) 現在では、経済金融危機の影響はドイツの労働市場でかすかに認められる程度です。この2年間の失業率は低下の一途をたどりまして、このチャートは2010年までしかありませんが、先月つまり2011年9月の数字は1991年以来初めて280万人を切って、279.6万人でした。失業率は現在6.6%です。

このチャートをごらんいただきますと、1975年からの推移がわかります。出発点では失業者は100万人ですが、2005年にはピークに達して480万人が失業し、その間失業率が非常に高くなって、特に90年代の初めは高くなっています。これは東西ドイツの再統一の余波で、旧東ドイツでは産業競争力のない事業所がたくさん閉鎖されましたので、そういった動きがありました。

しかし、2005年以降については失業率が一貫して低下をしてきてまして、8.6%から今年のこの数字になっています。したがって、労働市場政策のあり方としては、金融経済危機を非常にうまく乗り越えたと言えると思います。

こうした望ましい動きの決定的な要因は、短時間労働制というドイツ型のモデルです。政界と企業そして労働組合はこのモデルの実現をすることにより、リーマンショックによる大量解雇がほとんど生じないための前提条件を整備しました。短時間労働制というのは労働時間を減らすということですが、給与は労働時間が減った分までは下げないということで、おおむね9割ぐらいの給与を保障する形にして、企業は解雇せずに社員を保持することができました。その後、景気が回復した後、保持した社員がまた100%の力を発揮できるようになったというモデルです。

次にチャート2になります。(シート2) 2008年10月、世界中に金融経済危機が広がる前、ドイツの就業人口は4,030万人でした。現在は4,100万人です。社会保険の適用される雇用も増加してまして、その数は7月に2,836万人で、対前年比で67万2,000人増加しています。

このグラフでそれがご覧いただけます。これが就業人口の推移です。この間、3,800万人程度か

ら2010年に4,004万人程度まで増えてきています。これと平行しまして、残念ながら社会保険適用のある雇用は、減ってはいないまでも、それほど増えていません。このグラフの一番左、2,900万人が92年の数字ですが、現在は2,836万人ということで、就業人口が増えているのに社会保険適用のある雇用は、就業人口の増加と同じ幅では増えてなく、その間やや後退しているところもあります。

下のグラフですが、これは1992年を基準の年として、これを100としたインデックスの表示です。就業人口は、100から、現在107.9に増えています。それと同じ期間に、社会保険適用のある雇用は、96.9に後退しているということで、就業人口は増えていますが、社会保険適用のある雇用がそれだけ増えていないという事実について確認をする必要があると思います。相対的には後退をしているわけです。

ドイツでは全般にパート労働、有期雇用契約あるいは派遣労働が増加する傾向にあります。ドイツではこうした非典型雇用が過去2年の間に大幅に増えました。その結果、今では派遣労働や有期労働契約、僅少労働、パート労働で働く者が3分の1を上回っている状態になっています。

次のチャートを見てください。(シート3) これは全体の概観を示すもので、どのような形の非典型雇用がどの程度あるかということを示しています。

上の部分は社会保険適用のある雇用で、やや減っています。そして下にあるのは、非典型雇用の各形態がどのような形になっているかということを示したものです。僅少労働は550万人から730万人に増大しました。2番目のブルー、社会保険適用のあるパート労働で、390万から540万人に増えています。それから一番下の二つの線ですが、そのうちの上は有期雇用で、これも210万人から270万人に増えています。ドイツでこの間非常に増えているのは、派遣労働です。もともと30万だったものが、2010年には80万人に増えています。個別の分野については、また後ほど詳しくお話をしていこうと思います。

チャート4に進んでください。(シート4) 非典型雇用の中で最も多い形態は、正規のパート労働です。これは週35時間未満の社会保険適用のあるパート労働になります。疾病保険、それから年金保険についての保険料も支払います。

ドイツでは約540万人がパート労働に従事してしまっていて、その80%は女性です。ただ、言っておかなければいけないのですが、パート労働のほとんどは本人の希望で、つまり週に余り長く働きたくないという人がパート労働をしています。特に仕事と家庭を両立させたいという考え方のためです。しかし、パート労働者の4分の1近くはフルタイム就業の機会がないために、パート労働に甘んじているということも見逃せないと思います。適切な機会があればフルタイムになりたいと考えている人たちです。

このグラフを見てください。これは繰り返しになりますが、一番上が社会保険適用のあるフルタイムジョブです。これは正規雇用と考えていただいてもいいわけですが、やや後退をしています。それからパート労働は増加しています。パート労働の中でも社会保険適用のあるパート労働で、週35

時間未満でも健康保険と年金保険には入っているという形の人々は、1993年から2010年では540万人に増加してきていることが、このグラフから見てとれます。

こちらはやはりインデックスによる表示で、1993年を100とした場合の指数であらわしたのですが、ここでもはっきりわかるのは、社会保険適用のあるパート労働が現在2010年は177.2まで増えています。ドイツでも就業人口は増えましたが、社会保険適用のあるフルタイムジョブは、現在指標でいえば87.5まで減ってきていることとなります。

チャート5をご覧ください。(シート5)最後の非典型雇用で、2番目に多い形態は僅少労働とされている就業形態で、ドイツではミニジョブとも言われています。所得上限が定まっているパート労働と理解できますが、ミニジョブの所得の上限は月額400ユーロです。僅少労働の形で働く人の数はおよそ700万人です。これらの人々の3分の2は、僅少労働のみで仕事をしている人、つまりミニジョブしかしていません。残りの3分の1は社会保険の適用される仕事の傍ら、ミニジョブもしているという人です。ただ、ミニジョブの場合には月額400ユーロまでしか所得を得ることができないという上限があります。

このチャートをご覧ください。これは僅少労働に関するチャートで2003年6月からの推移ですが、ドイツでは全体で550万人だったのが、現在は730万人に僅少労働者の数が増えています。

これをまた二つのグループに分けます。下の色の薄いほうは僅少労働だけで働いている人で、上の色の濃い部分は、社会保険適用のある雇用を持ち、その傍らミニジョブをしている人で、追加の所得は400ユーロを上限とするということになります。どちらのグループでも増加をしている傾向が見られますが、特に社会保険適用のある雇用もありながら追加でミニジョブをしている人の数が増えています。これはドイツにおいて低賃金分野が非常に拡大されてきているためです。特にサービス業においては給与が非常に低いところがあり、ミニジョブという形で平行してもう一つ仕事をしないと生きていられないという状況になっている人が増えていると思われます。

さて次のチャート6です。(シート6) 有期雇用契約に基づいて働く人は、ドイツで300万人に上っています。有期の労働契約は通常2年まで認められています。このような雇用関係には、法律による解雇制限規定が適用されません。有期労働契約の締結件数が近年大幅に増加していき、金属産業労組の調査によりますと、35歳未満の若い労働者の28%が職業生活に入って以降、常に有期労働契約で働いていたということです。

このチャートをご覧ください。全体の推移がおわかりになります。下の色の薄いほうは1995年、上が2009年の状況です。25歳から30歳というように5歳ごとに年齢を区切って表示してあります。一番下は高齢者になります。全体をご覧くださいますと、就業者全体に占める有期労働契約で働いている人たちの割合は、若い年齢層において非常に高いことがおわかりいただけると思います。日本について詳しい統計は知りませんが、同じような状況になっているのではないかと想像します。特に大卒の方々の就職難が報じられ、卒業後すぐに職を見つけることが難しいということですが、ドイツでも全く同じです。年齢が高まるにつれて有期労働契約はだんだん減ってきますが、ドイツ

の場合、65歳以上ということで年金生活に入る時期になりますと、また新たに仕事をしたいということで有期労働契約を結ぶ人が増えてくるために、65歳以上層で増えてきていると思います。全体では14%ということですよ。

次はチャート7にいけます。(シート7)最後のお話です。4番目の形の非典型雇用は、派遣労働です。2003年まで、ドイツの派遣労働者は年平均で約30万人でした。しかし2004年以降、派遣労働者の数は右肩上がりが増えて、2007年と2008年の派遣労働者数は、それぞれ72万6,000人と73万3,000人でした。しかし、これは私のもともとの出身母体であります金属産業労組の文献からの引用ですが、世界的な規模の経済金融危機、リーマンショックで派遣労働は失業予備軍であるということが明らかになったと書かれています。正規社員は短時間労働の導入で働き口を失わなかったのに対して、受注状況が悪化すると、真っ先に職場を去らなければならないのは派遣労働者でした。

2009年5月の段階では、リーマンショックの後、国内の派遣労働者数は51万9,000人にまで落ち込みました。しかしその後、景気が上向くにつれて、派遣労働者数も大きく増加し、去年は約90万人が派遣で働いていて、目下こうした方向への動きはまだ終わりが見えません。連邦雇用庁並びに連邦派遣労働連盟の予測では、派遣労働者数は250万人まで増える可能性があるとしています。

このチャートについて解説します。実数とパーセントです。1994年の数字から急速にその数が増えて、リーマンショック前で約80万人ということですよ。それからリーマンショックで大きく落ち込んで、つまり一夜にして職を失った方が多いわけで、その結果数がこれだけ落ち込みましたが、ドイツの経済は非常に早く持ち直しましたので、また2010年には80万人レベルに回復しています。

折れ線グラフは、ドイツの全雇用者数に対する比率、パーセンテージで示しています。

ドイツの非典型労働について、この概念そのものが適切かどうかということについて、そもそも何を意味しているのかということについての議論が専門家の中にありますので、大塚先生が言われていたことは全体的を射ていると思います。ですから、むしろ社会保障のある、あるいは社会保障の保護のない雇用とはっきり言ったほうが、はっきりしているのではないかと思います。フルタイムではなく働きたいという人も実際にはいるわけで、社会保障の保護があるかないかということが一番大事なところだと思います。

全体での比率が26%程度になっています。すべての非典型雇用においては、ほとんどが男性で、パートだけが例外で女性が多いわけですよ。正規雇用においては、つまり健康保険、年金保険があるようなところでは、男性が多く働いていることになります。つまり女性たちはそこで大きく不利益を被っていることになります。

ドイツでは、日本でも同じだという印象を受けていますが、非典型雇用で働く人々が正規雇用の人々に比べて、福祉の網から漏れてしまう危険性が明らかに高いわけですよ。特に僅少労働のミニジョブで働く人や、派遣労働者、つまりミニジョブの場合には月額400ユーロ以下ですので、また派遣労働者にはこのような危険が常に伴っているわけですよ。

こういった人たちは現役時代に収入が比較的少ないわけで、老後は貧困に陥ることを心配しなけ

ればいけません。派遣労働も現役時代には収入が少ないわけで、ミニジョブでも全く同じです。ですから、このような就業をしていた場合には、年金生活者になったときにも十分な年金を得ることができない、つまり年金生活者になってから貧困に陥る危険性が高いということを考えなければいけません。

年金額は就労年数と保険料の支払い額によって決まるわけですから、非典型雇用の期間が長ければ長いほど、また所得が低ければ低いほど、老後の貧困リスクが高まります。このリスクは非典型雇用に女性が非常に多いということから、とりわけ女性において高いわけで、彼女たちは老後に追加的な福祉給付に依存することになります。こういった福祉給付は全額税財源で賄われています。

時間があまりないので結論は短くまとめたいと思います。

日独両社会においてどのような結論が出てくるのかということについては、この後で十分に議論されると思いますので、20分の間に申し上げられることとして、二つの結論を申し上げたいと思います。

一つは、非典型雇用、つまり社会保障の保護がないところは制限される必要があって、そこにおける社会保障を改善しなければいけないと思います。

さらに、こうした雇用形態を隠れみものになされる悪用に歯どめをかける必要があると思います。特に派遣労働の分野では、経営者側が労働者を簡単に解雇できるような可能性を保持するために派遣労働という形態を悪用したり、あるいはコストを低く抑えるために悪用することを防がなければいけないと思います。

2番目の結論は、社会保障制度の中でも年金保険制度を、雇用形態の現実にあわせて変えなければいけないと思います。一つの可能性は、スイスのような多段階の保障制度のような形に年金保険を再編するということです。これは拠出を伴わない税財源による基礎保障を一番下に置いて、次に従来の強制保険料を財源とした給付部分を乗せていくということです。

ドイツの場合にはまず基礎保障があり、その上に所得比例部分を乗せていますが、スイスの場合には全く三つの柱に分けてしまうという形で、税財源による基礎保障、それから2番目の柱が所得比例部分、3番目が個人による追加保険ということです。これが適切かどうかという最終的な判断はできませんが、しかし現在、少子高齢化の動きで子供は減っていくということ、それから労働市場でもパート、僅少労働が増えていくという大きな変化から見ますと、これまでドイツあるいは日本で実施したような形での年金保険制度は、財政的にもたないということが言えるわけです。ですから、かなり早い段階で、ドイツでもまた日本でも、社会保障制度の改革についての十分な議論をしなければいけないと思います。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

ドイツにおける非正規雇用と社会保障への影響（資料説明と講演要旨）

在日ドイツ連邦共和国大使館参事官 クラウス・アイルリッヒ

1. ドイツの労働市場の動向

- ・金融危機以降、経済活動の低下にかかわらず、諸外国と比較して、労働市場への影響が少なかった。

〈図1〉・直近の2年間は失業率が低下している。2011年9月には、1991年以来初めて280万人を下回って279万9000人となった。失業率は6.6%であった。

- ・こうした好ましい結果をもたらしている重要な要因として、短時間労働制というドイツ型モデルの実現があげられる。

〈図2〉・金融危機の前、ドイツの就業人口は4,030万人であったが、現在は4,100万人である。これにともない、社会保障の適用される雇用も増大し、今年の7月に2,836万人で、前年比で67万2000人増加している。

2. 非正規労働者の状況

〈図3〉・ドイツでは最近、非正規労働が増加する傾向を示している。その結果、有期雇用、派遣労働、僅少労働、パート労働に従事する者が就労者の3分の1を上回っている。

〈図4〉・非正規雇用のなかで最も多いのはパートタイム労働で、これは週35時間未満の社会保障が適用される労働者である。ドイツでは約540万人がこれに従事しており、その80%は女性である。

- ・パート労働の多くは本人の希望で、とくに仕事と家庭を両立させたいとしているが、その一方でパート労働者の4分の1近くがフルタイム就労の機会がないためにパート労働に甘んじている点も見逃してはならない。

〈図5〉・非正規労働で2番目に多い形態が僅少労働である。ドイツでミニ・ジョブと呼ばれる僅少労働は、所得上限の定まったパート労働である。ミニ・ジョブの所得上限は月額400ユーロである。

- ・僅少労働者は約700万人で、その3分の2は僅少労働のみで働く人であり、3分の1は社会保障適用も仕事の傍らミニ・ジョブも行っている人である。

〈図6〉・有期雇用契約に基づいて働く人は300万人にのぼる。有期の労働契約は通常2年まで認められている。有期雇用契約には解雇制限規定は適用されない。

- ・有期雇用契約は近年大幅に増加した。勤続産業労組によると、35歳未満の労働者の28%が、

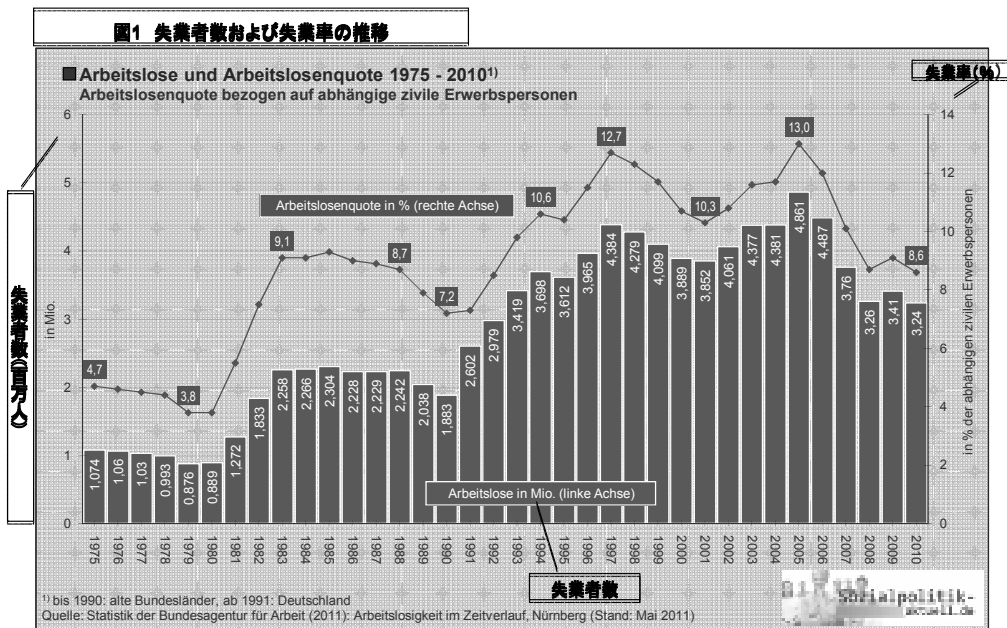
職業生活に入ってから常に有期労働契約で働いている。

〈図7〉・4番目は派遣労働である。2003年までドイツの派遣労働者は年平均30万人であったが、2004年以降右肩上がりが増加し、07年には72万6000人、08年には73万3000人であった。

- ・しかし、金属産業労組は金融危機により、派遣労働者は「失業予備軍であることが明らかになった」と述べている。正規社員は短時間労働の導入で働き口を失わなかったのに対して、受注状況が悪化したときに真っ先に職場を去らなければならなかったのが派遣労働者であった。
- ・2009年5月に派遣労働者は51万9000人まで落ち込んだ。その後の景気回復につれて派遣労働も増加し、昨年は90万人となった。こうした方向は当分続くとみられており、連邦雇用庁や連邦派遣労働連盟の予想では、250万人まで増える可能性があるとしている。
- ・派遣労働がドイツで悪用されているケースがあることは間違いない。メディアで大きく取り上げられたドラッグストア・チェーンのシュレッカーでは正規社員を解雇し、派遣労働者をより悪い労働条件で雇おうとした。労働市場・職業研究所の調査によれば、派遣労働者の収入は、正社員の20%から30%下回っている。
- ・ドイツの労働組合は派遣労働という雇用形態を批判的にみている。不安定雇用と低賃金部門が増大することによって、労働協約で規定されている雇用関係が徐々に切り崩されているとも述べている。
- ・現在ではドイツ国民の過半数が派遣労働を拒否している。アレンスバッハ世論調査研究所、TNSインフラテスト社の調査でも、批判的意見が多い。

3. 非正規労働者への対応策

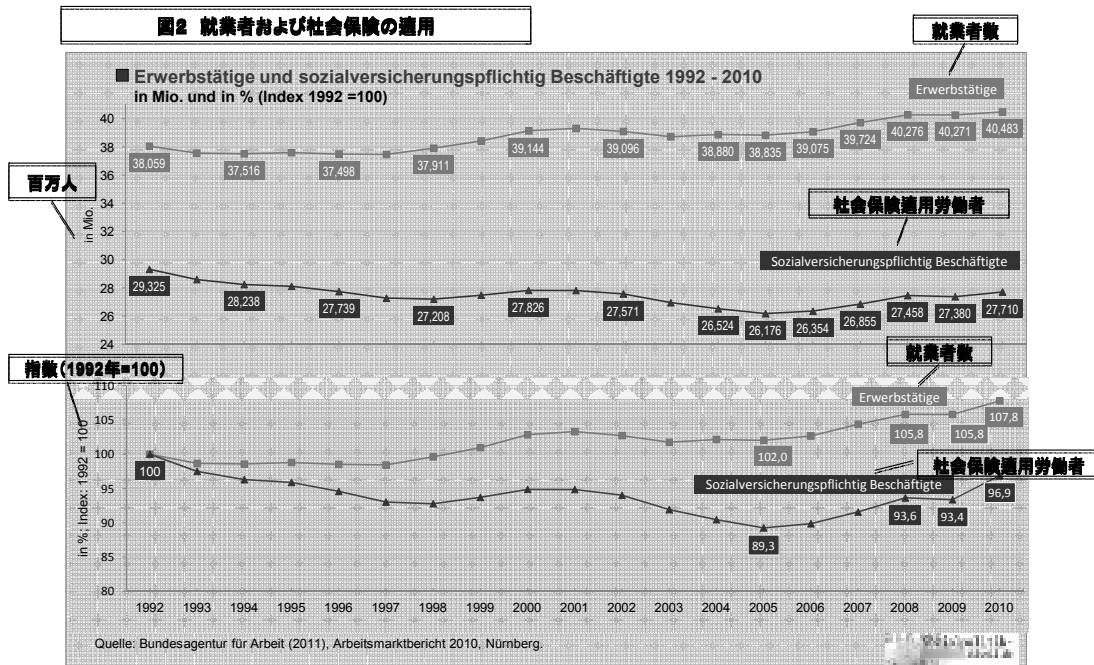
- ・ドイツでは、非正規労働で働く人びとが福祉の網の目から漏れてしまう危険性が明らかに高い。とくに僅少労働者派遣労働に従事する人びとにそうしたことが該当する。老後に貧困に陥る可能性も大きい。年金は就労年数と保険料の支払額によって決まるからである。また、非正規雇用のリスクは女性に多いことから、女性において問題が生じる可能性が高く、追加的給付を行う税財源が必要となる。
- ・そこから私は2つの結論を導くことができる。1つは非正規雇用は制限される必要があり、また彼らへの社会保障を改善しなければならない。また、こうした雇用形態を隠れ蓑にして悪用することに歯止めをかけなければならない。
- ・2つ目の結論は、社会保障制度、なかでも年金保険制度を雇用形態の現実にあわせて改革していかなければならない。1つの可能性はスイスのように多段階の保障制度（税財源による基礎保障、従来型の強制保険料による給付部分、任意の個人別追加保険）に再編することである。



abblV33.xls

Kommentierung -> S.2

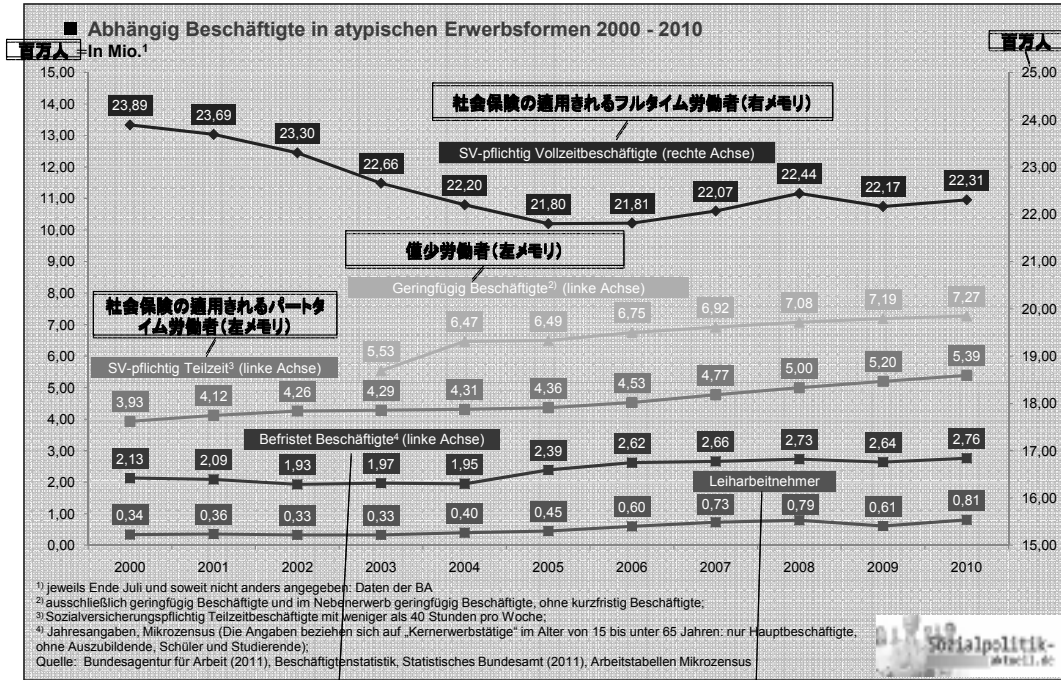
シート1



abblV1b.xlsx

シート2

図3 非正規雇用の労働者



abblV29

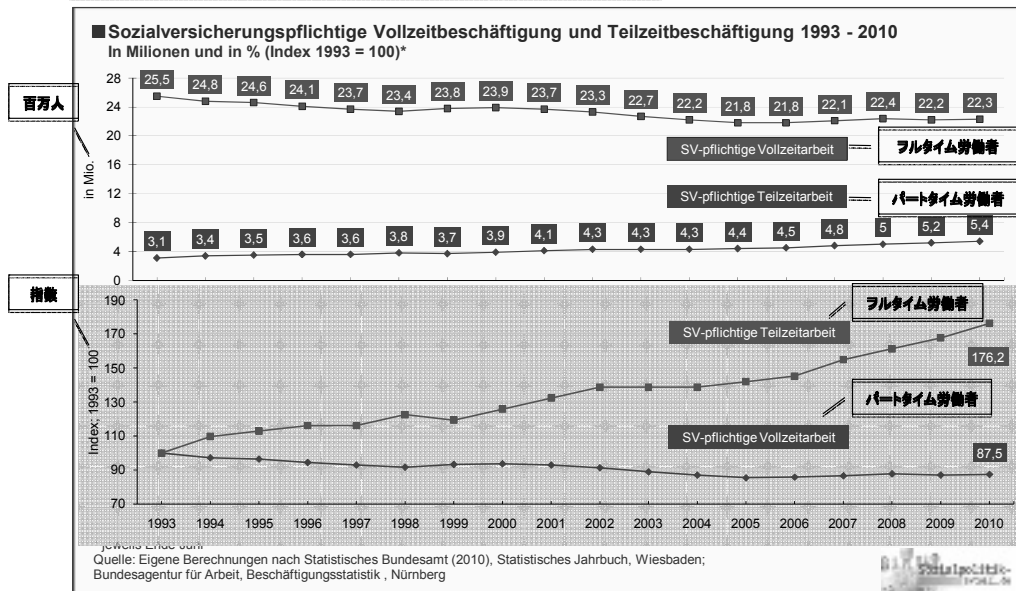
有期雇用労働者

派遣労働者

Kommentierung auf Seite 2

シート 3

図4 社会保険の適用されるフルタイム労働者およびパートタイム労働者

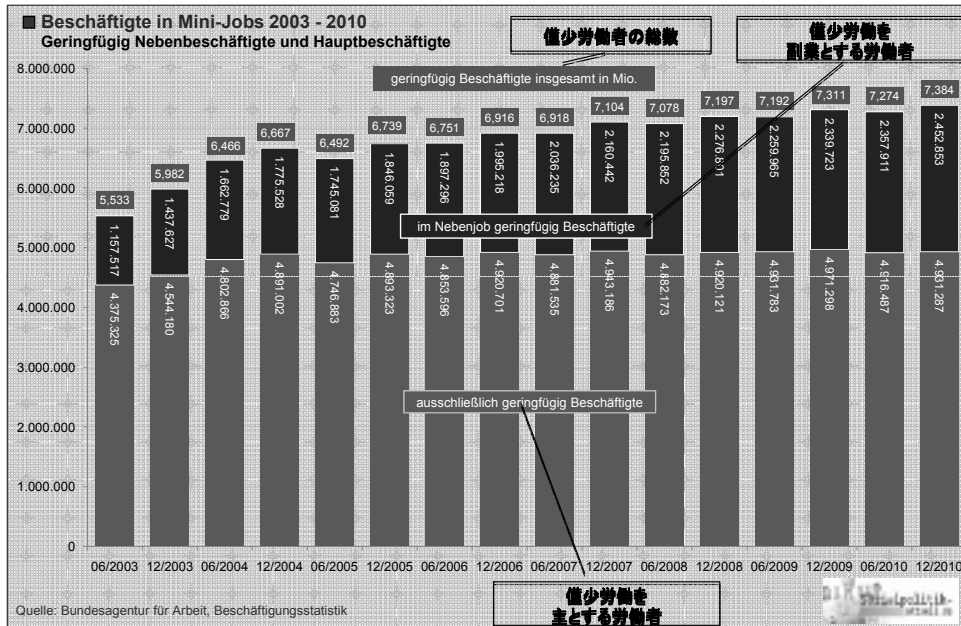


abblV8c.xlsx

Kommentierung > Seite 2

シート 4

図5 ミニ・ジョブの労働者

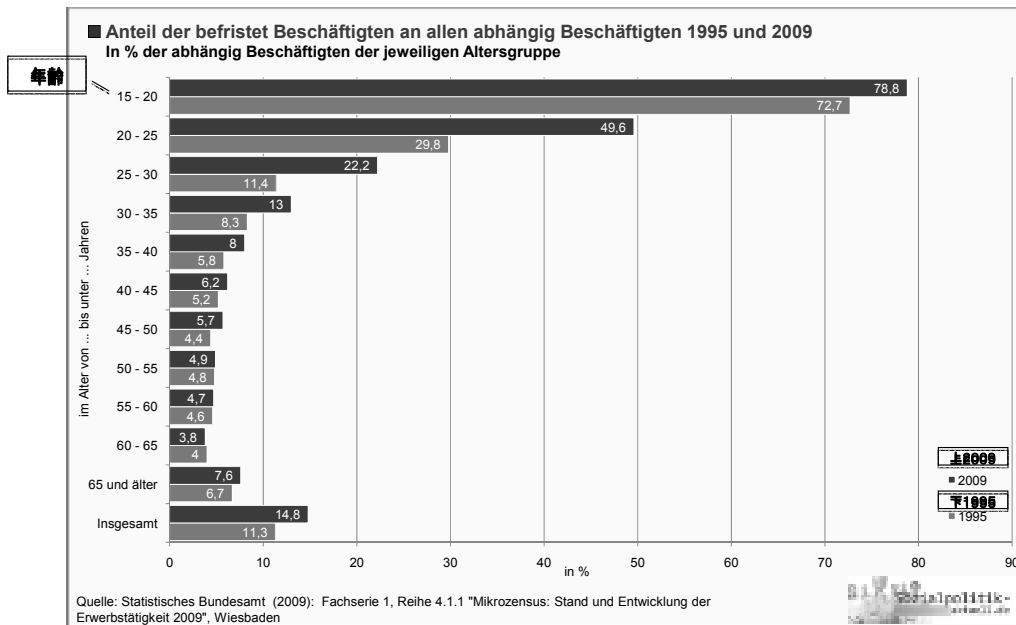


abbIV91

Kommentierung und methodische Hinweise > Seite 2

シート 5

図6 全被用者に占める有期雇用労働者の割合



abbIV28.xls

Kommentar-> S.2

シート 6

